

令和2年3月16日

福生市新型インフルエンザ等対策本部

本部長 加藤 育 男

福生市新型インフルエンザ等対策本部の設置及び新型コロナウイルスによる感染症に対する対策方針について

市民の新型コロナウイルス感染及び感染拡大を防ぐため、福生市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年条例第28号）の規定に基づく、福生市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、新型コロナウイルスによる感染症に対する対策を講じるものとする。

新型コロナウイルスによる感染症に対し、対策本部のとるべき行動等については、次に掲げる事項について「対策方針」として定める。

1 とるべき行動等について

(1) 福生市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく対応

新型コロナウイルスによる感染症の感染拡大を防止するためにとるべき行動については、福生市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年12月決定）によるものとする。

(2) 新型インフルエンザ発生時における事業継続計画（BCP）の準用

市内で新型コロナウイルスが発生した場合の対応、体制等については、新型インフルエンザ発生時における事業継続計画（BCP）（平成22年1月決定）を準用するものとする。

2 市が主催又は共催するイベント等の取扱いについて

市が主催又は共催するイベント等については、新型コロナウイルスによる感染症に対する市が主催するイベント等に関する取扱方針について（令和2年2月26日決定）に基づき対応するものとする。

3 市の業務、公共施設の閉鎖等について

(1) 市民の健康の確保及び感染拡大防止を最優先事項として、市の業務の停止又は公共施設の閉館等については、感染のおそれの有無や国、東京都等の方針等にしたいがい、市民に与える影響を十分に考慮して、判断するものとする。既に閉館等している施設についても、前段に規定する事項を勘案して継続等を判

断するものとする。

- (2) 市に関連する団体等（指定管理者、委託業者を含む。）において、新型コロナウイルスの感染及びそのおそれがある場合においては、業務の休止等、感染の拡大を防ぐ必要な措置を講じるよう、指示、要請等を行うものとする。

4 市民への情報発信について

市民に対しては、随時、感染症に係る正確な情報を発信し、冷静な対応を促すものとする。

5 その他

- (1) 本方針に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、対策本部の議を経て決定するものとする。ただし、緊急を要する場合については、この限りでない。
- (2) 前号ただし書に規定する状況となった場合においては、本部長の判断によるものとする。

附 則

本方針は、令和2年3月16日から適用する。